

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長 }

総務省自治行政局選挙部長

政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（通知）

政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）が、令和7年政令第293号をもって、また、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令、政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令及び政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（以下これらを「改正規則」という。）が、令和7年総務省令第79号、第80号及び第81号をもって、それぞれ本日公布されました。

今回の改正は、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号。以下「64号改正法」という。）、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和7年法律第1号）及び政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号。以下「2号改正法」という。）における政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の一部改正に伴い、政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）等について所要の改正等を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、今回の改正内容の関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないよう、格別の御配慮をお願いいたします。

記

第1 政治資金規正法施行令の一部改正

- 1 特定パーティー開催団体に係る読替規定の整備を行うこととされたこと（改正令による改正後の政治資金規正法施行令（以下「新資金令」という。）第9条第1項関係）。
- 2 確認書の写しの交付の方法について、少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法に準じることとされたこと（新資金令第18条関係）。

第2 政治資金規正法施行規則の一部改正

- 1 64号改正法により新たに規定された書面の様式
 - (1) 会計責任者が政治資金規正法に従い収支報告書を作成していることを代表者が確認し、交付する書面として、確認書の様式が新たに定められたこと（改正規則による改正後の政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）（以下「新資金

則」という。)第17条の2及び別記第32号様式関係)。

- (2) 収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における時点の預貯金口座の残高を確認するための書面として、残高確認書の様式が新たに定められたこと(新資金則第15条の2第1項及び別記第29号様式関係)。
- (3) 翌年への繰越しの金額と残高確認書のコル額が一致しない場合に理由を記載する書面として、差額説明書の様式が新たに定められたこと(新資金則第15条の2第2項及び別記第30号様式関係)。

2 収支報告書のデータベースに関する規定の新設

2号改正法による改正後の政治資金規正法第20条第5項に規定するデータベースの対象から除外される個人寄附者等に係る事項の範囲として、寄附若しくは寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払若しくは対価の支払のあつせんをした者であつて、個人であるもの(以下「個人寄附者等」という。)の氏名等が記載された様式に記載された情報とすることとされたこと(新資金則第34条第2項関係)。

3 新たに国会議員関係政治団体とされた団体に係る届出様式

- (1) 政策研究団体が国会議員関係政治団体とされたことに伴い、届出様式が改正されたこと(新資金則別記第1号様式関係)。
- (2) 国会議員関係政治団体から年間1,000万円以上の寄附を受けた政治団体が国会議員関係政治団体とみなされることとなったことに伴い、国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出様式が新たに定められたこと(新資金則第4条及び別記第11号の2様式関係)。

4 収支報告書の様式等の改正(新資金則別記第14号様式関係)

- (1) 国会議員関係政治団体から年間1,000万円以上の寄附を受けた政治団体が国会議員関係政治団体とみなされることとなったことに伴い、国会議員関係政治団体以外の政治団体が国会議員関係政治団体から寄附を受けた場合については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」と記載することとされたこと。
- (2) 外国人等による政治資金パーティーの対価支払が禁止されることに伴い、特例上場日本法人から政治資金パーティーの対価の支払を受けた場合について、「備考」欄に「特例上場日本法人」と記載することとされたこと。
- (3) 政治団体が電子情報処理組織を使用する方法(オンラインシステムを利用する方法)により収支報告書を提出するときは、様式(その1)中の「事務担当者の氏名」欄の記載は要しないこととされたこと。

5 住所限定報告書の様式の作成及び提出方法

64号改正法附則第5条第4項の規定により収支報告書に併せて提出することができる書面(住所限定報告書)の作成及び提出は、個人寄附者等の住所に係る記載を都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限って記載した様式を附則様式(その7

の 2)、(その 8 の 2)、(その 11 の 2) 及び (その 12 の 2) によって作成し、収支報告書中個人寄附者等の住所が記載された様式以外の様式を住所限定報告書のうち政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令 (令和 7 年総務省令第 81 号) 附則様式以外のものを兼ねるものとして併せて提出することにより行うこととされたこと (同省令附則関係)。

6 収支報告書の要旨の様式に係る規定の削除

64 号改正法により、収支報告書の要旨の公表に係る規定が削除されたことに伴い、要旨の様式を定める規定を削除することとされたこと (改正規則による改正前の政治資金規正法施行規則第 34 条及び別記第 31 号様式)。

第 3 政党助成法施行令及び政党助成法施行規則等の一部改正

1 公表対象報告文書の写しの交付

(1) 政党助成法 (平成 6 年法律第 5 号。以下「助成法」という。) 第 32 条第 4 項の規定による総務大臣が受理した公表対象報告文書の写しの交付の請求 (以下「交付請求」という。) は、次に掲げる事項を記載した文書でしなければならないこととされたこと (改正規則による改正後の政党助成法施行規則 (平成 6 年自治省令第 45 号) (以下「新助成則」という。) 第 37 条第 1 項関係)。

① 交付請求をする者 (以下「交付請求者」という。) の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

② 交付請求に係る政党の本部又は支部の名称及び公表対象報告文書に係る政党交付金の交付若しくは支部政党交付金の支給を受け、若しくは政党交付金若しくは支部政党交付金による支出をし、又は政党基金若しくは支部基金の残高を有した年

③ 交付請求者が求める公表対象報告文書の写しの交付の方法

(2) 写しの交付の方法は次に掲げる方法によるものとする。ただし、②から④に掲げる方法の実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラムによりこれらの方法を実施することができる場合に限り、④に掲げる方法の実施にあつては情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成 14 年法律第 151 号) 第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して助成法第 32 条第 4 項又は第 5 項の規定による請求があった場合に限ることとされたこと (改正令による改正後の政党助成法施行令 (平成 6 年政令第 371 号。以下「新助成令」という。) 第 7 条関係)。

① 複写機により用紙に複写したもの (白黒で複写したものに限る。) の交付

② スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を CD-R に複写したものの交付

③ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を DVD-R に複写したものの交付

④ 電子情報処理組織を使用して行う方法

(3) 助成法第 32 条第 6 項に規定する政令で定める手数料の額は、次に掲げる写しの交

付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。）とし、基本額が 300 円（電子情報処理組織を使用して請求があった場合にあっては、200 円。）に達するまでは、300 円とされたこと（新助成令第 8 条第 1 項関係）。

① (2)①の方法 交付する用紙 1 枚につき 10 円

② (2)②の方法 CD-R 1 枚につき 100 円に公表対象報告文書 1 枚ごとに 10 円を加えた額

③ (2)③の方法 DVD-R 1 枚につき 120 円に公表対象報告文書 1 枚ごとに 10 円を加えた額

④ (2)④の方法 公表対象報告文書 1 枚につき 10 円

なお、当該手数料規定の整備を踏まえ、施行日までの間に、各都道府県の手数料条例の改正等について、必要な対応を検討いただきたいこと。

(4) 公表対象報告文書の写しの送付の求め

写しの交付を請求しようとする者は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、送付に要する費用を納付して、公表対象報告文書の写しの送付を求めることができることとされたこと（新助成令第 9 条関係）。

(5) 総務大臣は、交付請求を受けたときは、当該交付請求のあった日から 30 日以内に、当該交付請求に係る公表対象報告文書の写しを交付するものとし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないこととされたこと（新助成則第 37 条第 3 項）。

(6) (5)の規定にかかわらず、総務大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、(5)に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができるものとされたこと（新助成則第 37 条第 4 項）。

(7) 総務大臣は、交付請求に係る公表対象報告文書の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があった日から 60 日以内にその全てについて助成法第 32 条第 4 項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該交付請求に係る公表対象報告文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該交付をし、残りの公表対象報告文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りることとされたこと。この場合において、総務大臣は、30 日以内に、交付請求者に対し、その理由及び残りの公表対象報告文書の写しについて当該交付をする期限を書面により通知しなければならないこととされたこと（新助成則第 37 条第 5 項）。

2 使途等報告書の要旨の様式に係る規定の削除

64 号改正法により、使途等報告書の要旨の公表に係る規定が削除されたことに伴い、要旨の様式を定める規定を削除することとされたこと（改正規則による改正前の政党助成法施行規則第 36 条及び別記第 19 号様式）。

3 使途等報告書の提出その他手続のオンライン化の推進

64 号改正法等により政治資金関係の各種手続のデジタル化が一層見込まれること、「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）等において令和 7 年末までに全ての行政手続をオンライン化する方針が定められたこと等を踏まえ、助成法及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 106 号。以下「法人格付与法」という。）に基づく手続についても、次のとおり所要の規定を整備することとされたこと。

- (1) 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号。以下「電子文書法」という。）第 4 条第 1 項の主務省令で定める作成（電子文書法第 2 条第 6 号に掲げる作成をいう。以下同じ。）は、助成法の規定による提出若しくは届出又は法人格付与法の規定による届出を電子情報処理組織を使用して行う場合等における次に掲げる文書の作成とされたこと（新助成則第 47 条第 1 項及び改正規則による改正後の政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成 6 年自治省令第 46 号）（以下「新法人格付与則」という。）第 4 条第 1 項）。
 - ① 助成法第 5 条第 2 項第 3 号に規定する承諾書及び宣誓書
 - ② 助成法第 15 条第 5 項の規定による通知に係る文書
 - ③ 助成法第 19 条第 1 項に規定する監査意見書
 - ④ 助成法第 19 条第 2 項に規定する監査報告書
 - ⑤ 法人格付与法第 5 条第 2 項第 3 号に規定する承諾書及び宣誓書
- (2) (1)の文書の作成は、当該作成を行う民間事業者等（電子文書法第 2 条第 1 号に規定する民間事業者等をいう。(5)において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行わなければならないこととされたこと（新助成則第 47 条第 2 項及び新法人格付与則第 4 条第 2 項）。
- (3) (2)の場合における電子文書法第 4 条第 3 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号。以下「総務省情報通信技術活用省令」という。）第 13 条第 1 項に規定する電子署名をいう。）とされたこと（新助成則第 47 条第 3 項及び新法人格付与則第 4 条第 3 項）。
- (4) 電子文書法第 6 条第 1 項の規定による主務省令で定める交付等（電子文書法第 2 条第 9 号に規定する交付等をいう。以下において同じ。）は、助成法の規定による提出若しくは届出又は法人格付与法の規定による届出を電子情報処理組織を使用して行う場合等における(1)の①から⑤までに掲げる文書の交付等（助成法第 40 条の 2 第 1 項の規定による監査意見書の提出を除く。）とされたこと（新助成則第 48 条第 1 項及び新法人格付与則第 5 条第 1 項）。
- (5) 電子文書法第 6 条第 1 項の規定による(1)の①から⑤までに掲げる文書の交付等に代えて当該文書に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならないこととされたこと（新助成則第 48 条第

2 項及び新法人格付与則第 5 条第 2 項)。

- ① 電子情報処理組織を使用する方法のうち民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ② 電子情報処理組織を使用する方法のうち民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
 - ③ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- (6) 電子情報処理組織を使用して公表対象報告文書の写しの交付の請求を行う場合については、総務省情報通信技術活用省令第 4 条第 2 項の規定は適用せず、電子署名を要しないこととし、同条第 1 項の規定による氏名又は名称の入力で足りることとされたこと（新助成則第 49 条）。政治資金規正法上の少額領収書等の写しの開示の請求及び収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求を行う場合についても同様とすることとされたこと（新資金則第 42 条）。

第 4 その他

1 施行期日

- (1) 第 1 の規定は、原則として令和 8 年 1 月 1 日から施行することとされたこと。
- (2) 第 2 及び第 3 の規定は、それぞれ次に定める日から施行することとされたこと。
 - ① 第 2 の 3 (1) の規定 令和 7 年 10 月 1 日
 - ② 第 2 の 1、第 2 の 3 (2)、第 2 の 4 (1)、第 2 の 6 及び第 3 の規定 令和 8 年 1 月 1 日
 - ③ 第 2 の 2、第 2 の 4 (2) 及び (3) 並びに第 2 の 5 の規定 令和 9 年 1 月 1 日

- 2 その他、政治資金規正法等の一部改正に係る留意事項については、令和 7 年 4 月 25 日に実施した「改正政治資金規正法等に関する説明会」の内容を参照いただきたいこと。